

【手形・小切手の不渡情報の共同利用について】

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後記(1)に記載の情報の還元や当座取引開設や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

(1) 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じ)および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ①当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)
- ②当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- ③住所(法人であれば所在地(郵便番号を含む))
- ④当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号)
- ⑤生年月日
- ⑥職業
- ⑦資本金(法人の場合に限ります)
- ⑧当該手形・小切手の種類および額面金額
- ⑨不渡報告(第1回目不渡)または取引停止報告(取引停止処分)の別
- ⑩交換日(呈示日)
- ⑪支払銀行(部・支店名を含みます)
- ⑫持出銀行(部・支店名を含みます)
- ⑬不渡事由
- ⑭取引停止処分を受けた年月日

(注)上記①～③に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

(2) 共同利用者の範囲

- ①電子交換所(全国銀行協会)
- ②電子交換所の参加金融機関

(3) 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国銀行協会
東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 銀行会館
代表者氏名 <https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175>

ふれあいバンク

